1)基礎事項

①住民票···被保険者世帯の「世帯全員かつ続柄記載の住民票」1 通 (提出する日から3ヶ月以内で原本、写し可)

※窓口で申し出ないと記載事項の一部が省略されることがあります。<u>必ず「世帯全員で続柄が記載されたもの」を要求してください</u>。 また、発行された住民票に「この写しは世帯全員(全部)の住民票に相違ない」と記載されていることを確認して下さい。

2)前年収入

全員必

要な

書

類

↓注) 加入希望時点で16歳未満は不要

②被扶養者の収入金額を証明する書類を市区町村で取得(提出時に最新の証明書で原本、写し可)

※市区町村ごとに証明書の名称が異なるため、「収入金額が記載されている証明書」を要求してください ※収入が0円の場合も記載必要 ※所得金額ではありません

※申請日時点で最新年度の証明書をご提出ください。

所得証明書や(非)課税証明書は新年度分を6月中旬より交付する市区町村が多いため、年度切替時期はご注意ください

※証明書の名称の年度はその<u>課税年度</u>であり、記載された<u>収入の発生した年</u>はその前年のため異なります例:令和 7年度課税証明書は、前年の令和<u>6</u>年1月~12月の収入を証明しています

③対象者が子で配偶者が扶養に入っていない場合・・・ (配偶者の収入確認書類を提出)

配偶者が勤務している場合・・・配偶者の給与明細書(直近3ヶ月分の写し、休業されている場合は休業直前の4か月分) 直近1年分の賞与明細書(写)および源泉徴収票

配偶者が産後休業または育児休業している場合・・・

「産後・育児休業中の収入申立書(共同扶養)」(組合所定書式)※勤務先事業所の証明必要

配偶者が給付金(健康保険傷病手当金、雇用保険基本手当等)を受給している場合・・・

受給金額が確認できる書類の写し(「支給決定通知書」「雇用保険受給資格者証」受給中の全期間分)

配偶者に事業収入がある場合・・・直近の「確定申告書」全ページの写し(⑪参照)

④給与収入がある方・・・直近3ヶ月分の給与明細書(写)、直近1年分の賞与明細書(写)※支給年月、事業所名、対象者氏名記載 勤務開始されたばかりで給与明細が3ヶ月分揃わない場合・・・「年間収入見込額証明書」(組合所定書式)

直近3ヶ月中、勤務しない月があり、給与明細が3ヶ月分揃わない場合・・・「給与等支払証明書」(組合所定書式)

※「年間収入見込額証明書」「給与等支払額証明書」は勤務先事業所に証明を依頼してください

⑤退職し、現在無職の方・・・退職日が確認できる書類の写し(退職証明書・源泉徴収票等)

1年以内に退職、または雇用保険受給期間を延長している方・・・「雇用保険受給に関する申立書」(組合所定書式)

雇用保険(失業給付)を受給している場合・・・「雇用保険受給資格者証」(全ページの写し)

健康保険傷病手当金または出産手当金を受給している場合・・・「支給決定通知書」(写し)

⑥学生の場合・・・在学証明書、または有効期限内の学生証(写) 注)中学生以下は不要

⑦被扶養者が被保険者と別居(または別世帯)の方

A. 別居世帯の住民票 <u>世帯全員かつ続柄記載</u>で、3ヶ月以内のもの。原本、写し可

B. 仕送り証明書 直近3ヶ月分必要

その家族の生計維持を確認するため、振込明細書(写)、通帳(写)、現金書留の領収書(写)等のいずれかが必要。現金の手渡し、別家族からの送金、被保険者名義のカード所持は認められない。被保険者の単身赴任、及び子の通学のための別居については、仕送り証明書は不要。

⑧障害者認定を受けている場合・・・

障害者手帳(写)(障害の種類・等級が確認できる部分も必要)または障害年金証書(写)

⑨外国籍の方・・・在留カード(写)

⑩続柄が親で、その親に配偶者がいる場合・・・親夫婦双方の書類(基礎事項、収入の確認)

父母ともに健在でいずれかだけを扶養する場合、もう一方の親も生計維持者と考えられるため、 もう一方の親と被保険者またはその他の親族のうち、いずれが生計維持者であるかを確認します

⑪事業収入がある方・・・直近の確定申告書第1表・第2表(写)及び

白色申告は収支内訳書全2ページ (写) 青色申告は青色申告決算書全4ページ (写)

上記②の証明書に記載されていない収入があれば、証明するものを添付

②年金収入がある方・・直近の年金額のわかる書類の写し(年金振込通知書・年金額改定通知書・年金証書等)

複数の年金を受給の場合は全ての年金(老齢年金・遺族年金・障害年金・その他各種年金)が対象

※状況に応じて別途書類を追加で提出していただく場合があります。

※扶養認定後、「資格確認調査」にて同じ証明書等をご提出いただくことがあります。ご了承ください。

オートバックス健康保険組合

該当者のみに必要な添付書類